

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事内海 安吉君 理事大島 秀一君

理事大高 康君 理事荻野 豊平君

理事久野 忠治君 理事三鍋 義三君

理事逢澤 寛君 荒船清十郎君

池田 清志君 井原 岸高君

木崎 茂男君 薩摩 雄次君

徳安 實藏君 堀川 恭平君

松澤 雄藏君 井谷 正吉君

中島 敏君

出席國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

建設政務次官 堀内 一雄君

建設事務官 (大臣官房長) 柴田 達夫君

建設技官 (道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

總理府事務官 (自治庁財政局長) 柴田 護君

大藏事務官 (主計官) 松永 勇君

建設事務官 (道路局長) 三橋 信一君

専門員 山口 乾治君

三月四日

委員馬場元治君辭任につき、その補

欠として井原岸高君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十八日

台風常襲地帯に対する特別法制定に

第一類第十二号

建設委員會會議録第十号

昭和三十三年三月四日

代表島村一郎外十九名(第六〇一

号)

道路整備促進に関する陳情書(静岡

市追手町静岡岡崎町村会長柴田忍)(第

六〇二号)

公営住宅事業費全額融資制度確立等

に関する陳情書(山梨県市長会長廣

野啓次郎外六名(第六〇三号)
大井川改修工事施行等に関する陳情
書外一件(静岡県知事斎藤寿夫外一
名(第六〇四号)
台風常襲地帯に対する特別法制定に
関する陳情書(横濱市議會議長津村
峰男(第六〇五号)
大火等の被災者に対する災害融資法
制定に関する陳情書(柏崎市本町四
の五二五久保田強)(第六〇八号)
海岸及び河川堤防の整備に関する陳
情書(名古屋市中区南外堀町六の一
愛知県町村議會議長会長森田金之
丞(第六〇九号)
大阪市内及び周辺の道路整備促進に
関する陳情書(大阪府知事赤間文三
外二名(第六一四号)
を本委員會に参考送付された。
本日の會議に付した案件
農林水産委員會との連合審査会及び
地方行政委員會との連合審査会開會
に関する件
日本道路公団法の一部を改正する法
律案(内閣提出第八九号)
道路法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九七号)
道路整備緊急措置法案(内閣提出第
九八号)

建設省關係重要施策に関する件
○西村委員長 これより會議を開きま
す。
連合審査會開會の件につきましてお
諮りいたします。當委員會におきまし
て審査中の地すべり防止關係二法案に
ついて、農林水産委員會より連合審査
會開會の申し出がありました。つきま
しては、明五日本曜日午後一時より建
設委員會・農林水産委員會連合審査會
を開會するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○西村委員長 御異議なしと認め、さ
ように決めます。
○西村委員長 次に建設省關係重要施
策に関する件につきまして調査を進め
ます。質疑の通告がありますから、こ
れをお許しいたします。三鍋義三君。
○三鍋委員 定員外公務員、すなわち
常勤勤務者または常勤的非常勤勤務
者、こういう実在にわけのわからない名
称がいつの間にかついているのであり
ますが、これらの方々の定員化に関す
る問題は、當委員會におきまして与野
党を問わず一致したところの一つの結
論が出ておったように思ふのでありま
す。また大臣も、この問題につきまし
ては非常に御熱心でありまして、就任
なされて早々からこの問題に真剣に取
り組んでいただいていたと思ふので
あります。大臣の発言の中にもその強
い御意思が現われておったと思ふので
あります。つまりこれは公務員制度の

全面的構想がまとまらない、こうい
った理由で、さらに遷延するということ
は許されない問題である、こういうた
観点から、岸總理大臣に対していろいろ
とお話しなされた關係からだと思
うのであります。岸總理大臣も、これ
は早く何とか善処せなければならな
い、こういうた意思を明らかにしてお
られるのであります。また閣議におき
ましては、公務員制度の問題が間に合
わない場合においては、別個に定員と
して処置すべきであるということをし
承しておられるのであります。こう
いった當委員會における与野党一致し
たところの一つの見解、そして大臣の
熱意によつて首相を、そして閣議を動
かして、一つの結論的方向へ何とか妥
結せしめなければならぬという意圖
のもとに努力されてきた、その結果が
どうなっているかという、大臣の熱
意にもかかわらず、また當委員會と与
野党一致しての要望にもかかわらず、あ
まりにもみじめな、意外な結果が生ま
れてきておることは御承知の通りであ
ります。

この定員外といゆる準職員、補助
員といった方々は、建設省關係におき
ましては二万二千三百三十六名いろど
ります。これに對しては建設省當局
といたしましては、何としてでも一万
八千二十人くらいは定員化せなければ
ならない、こういう強い要求がなされ
たと聞いておるのであります。ところ
がこれが行管におきまして、うんとそ
の数が減らされて、一万人という数字

が出たやに聞いております。こういった、次から次とその要望が低くなつて、削られていく段階において、最後の大蔵省の決定したところの、いわゆる算化されたところの、繰り入れの定員化される人員というものは四千五百五十三名、こういうことになっておりますのであります。私たちは大臣の御努力は十分了解できるのであります。これが、これではあまりに当委員会の意思を無視し、また全体の関係当局の考えている意思がじゅうりんされている、こういう感ぜざるを得ないのであります。これらの点につきまして、どうしてこうなつてきたかという話の推移と、どこに隘路があるのか、どこに問題点があるのか、今後この問題を実際にどう取り扱つていこうとされているのか、まず大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○根本國務大臣 たいいま三鍋さんから御指摘のありましたごとくに、いわゆる非常勤労働者、あるいは常勤の非常勤労働者という非常に変則な地位に置かれて人々のためにこれは是正しなければならぬということ、私は就任間もなから閣議においてこの問題を取り上げ、関係閣僚の御了承を得、また総理の御賛同も得まして、基本方針としていたしましては、公務員制度の全面改正の際には処置すべきであるという態度を従来とつております。政府はもとよりその基本的態度は同じでありますけれども、しからば公務員制度全体をにわかに全面的に改正する準備ができておるかということになりますと、担当者に聞きますと、そういうわけにはいかない、こういう事実が明らかになりましたので、そう

いう場合におきましては、公務員制度の全面改正を待たずとも、定員化の問題として取り上げるといふ方針を決定したわけでありまして、そこで現実の問題としてわれわれといたしましては、先ほど御指摘のありましたように、一万数千名のこれらの職員を定員化する要求を出しておりますのであります。ところが、御承知のように定員化の問題を直接担当しておりますのは行政管理局でございます。行政管理局といたしましては、すでに当委員会におきましても関係の政務次官並びに事務当局を招致して御審議になりましたように、現在の各職場におけるこれらの非常勤労働者並びに常勤の非常勤労働者の職種並びに現在実施している事務の実態について調査の上、国家公務員と同等の責務並びに待遇を与えなければならぬという現実の調査のもとにおいてこれは査定する、こういう態度を明らかにしたわけでございます。われわれの見解と若干違ふ点がありましたけれども、行政管理局は御承知のように、この問題については一々たんにねに調査した結果査定した、こう言つておるわけでございます。その結果査定されたのでございまして、われわれの方では、これでは不十分であるという意見表示はいたしましたけれども、全体としてそういう方針でこれが査定され、しかも前提条件としては、今回定員化されない人々につきましては、これは公務員制度改正の際において全面的に検討する、こういう前提のもとに、まあ第一段階としては、四千五百五十三名で必ずしも十分とは言へませんが、やむを得ないということ、この点をわれわれも承認せざるを得

得なかつた、こういう状況でございます。○三鍋委員 行管の細密な調査資料によつて、とりあえず少いけれども四千五百五十三名というものをのまざるを得なかつた、定員化の問題は依然として、根本的には全部定員に繰り入れなければならぬという考え方は持つておる、そこで行政機構の改正の時期においてこの問題を根本的に解決したい、このように御答弁なさつたと了解するのであります。これにつきましてはいろいろと問題があるのであります。行管あるいは大蔵主計局、これらの方々をお呼びしてお聞きすべきであるとも考えておりましたが、この問題はもうあまりにも明白に大臣の意図も私たちが了解しておりますし、繁雑を避ける意味におきましてこれを省略したのであります。それで私はこの定員化されようとしておるところの四千五百五十三名、この内容について若干お尋ねしたいと思ひます。これは官房長でよろしゅうございましてから御答弁をお願いいたします。つまりこの四千五百五十三名の職種別の内容です。事務、技術、技能、これらにわたりまして、この四千五百五十三名をどのように配分されようとしておるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○柴田政府委員 今回定員化するべき数といたしましては、先ほど来お話をいたしましたように、建設省全体で四千五百五十三名でございます。その内訳といたしまして、所屬別に申し上げますと、公共事業関係すなわち地方建設局関係が四千四百八十八名でありまして、そのほかは本省付属機関等の行

政部費の関係といたしまして、本省が二名、土木研究所が八名、建築研究所が五名、地理調査所が四十五名、建設研究所が五名、この行政部費関係の合計六十五名、合せまして四千五百五十三名ということになっております。この数を出しますにつきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、行政管理局等におきまして実態調査に基づいて相当の基礎を持つて、各省比較勘案いたしました。これを建設省といたしまして実施いたします段階におきましては、この数の範囲で、さらにその査定の基準を尊重いたしますけれども、一その公平を期するよう、任命権に基づきまして処置いたしたいと考えております。従いまして職種の詳細はまだ決定はいたしておらないわけでありまして、大体の考え方を申し上げますと、地方建設局の本局とそれから工事事務所等の出先機関におきまして管理事務や用地事務、つまり事務関係の仕事に従事いたしております主任者、主務者程度のものを拾いたし、それからこれらの事業施設の中の技術者の方におきましては、測量、設計、試験等の業務につきましての主任者ないし主務者程度のものを拾いたし、それから工事現場のいわゆる技能者、この関係におきましては、一群の労働者を指揮監督いたしておりますか、または工程管理を行なつております主任技能者を拾うようにいたしたいと考えております。その事務、技術、技能の内訳の詳細は、大体の概数は見当がついておられますけれども、詳細につきましてはまだ決定いたしておりませんので、御承知をお願いいたします。

と思ひます。いずれにいたしましても定員法が国会を通りまして実施する段階におきましては、今までの実態調査のさらに調査いたしまして、また行政管理局の査定基準にも従ひまして、公平な立場から定員化の趣旨に沿うように善処いたしたいと考えております。○三鍋委員 たいいま官房長の御答弁によりまして、大体において事務、技術、技能関係の主任級の方及びそれに該当するような中から拾ひ上げて定員化の中へ入れたら、こういう御答弁であつたと思うのであります。その限界というものはなかなか困難な場合があるのではないかと思ふのですが、これらの基準について、もう少し私たちの納得のいける線を御説明願ひたい、こう思ひます。

○柴田政府委員 もう少し詳しく御説明申し上げますと、この要求をいたしました際の実際調査といたしましては、職務の内容、それから責任の度合い、こういうことから一つの階級的に區別を設けまして、職務の内容の複雑性あるいは責任の度合いが多少なり重なり、こういうものからABCというふうな、それぞれの職種別に拾ひましたものが基礎になつております。この点から申し上げますならば、この基準といたしましてはやはり職務内容、責任の度合いというものを、以前の調査を基礎にいたしまして、さらに十分調査をいたしまして間違ひのないようにいたしたいということが一つでございます。それから行政管理局の査定基準におきましては、そのほか勤務条件、つまり勤続年数でございますとか現在受けております給与でございますとか、そういう形式上の年数やあるいは給与の号俸

等によりまして表現されますものも基準にいたしておりますので、そういう勤続年数、給与等の勤務条件もあわせて勘案いたしまして最終的に決定をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○三鍋委員 まず大ぜいの中からわずかの人を定員化しようとするのですから、何かやはりよりどころがなければならぬ。そのよりどころを御説明願ったわけでありましたが、たとえば勤務内容とかあるいは責任の度合いといったようなものを一つの調査の基準にするといいたしますと、これはだれがそういうことを判定してきめるのですか。

○柴田政府委員 実態調査をいたしております際に、各地方建設局におきまして、本省が示しました詳しい標準に基きまして、一応記入をいたしてあります。この表につきましては、さらに厳密に本省におきまして調査をいたして、調整を要すべきものは調整をいたしまして本省が基準を示しまして、それに基いて各地方建設局において最終的な決定をいたすようにいたしたいと考えております。

○三鍋委員 今、学校の先生方に対して勤務評定をやるとかやらぬといつて、えらい問題になっておるのであります。教育の場合とは多少違つて、何らかのこういふたこまかい一つの基準によつて結論が出ることは思ひますけれども、これはなかなかおかしき問題だと思つております。ABC—AとB、BとC、CとDの境界線をどこに引くかということ、現場にいる人がこういうことを命ぜられたのでは、実に困難な立場に追い込まれるこ

とが目に見えるような気がするものであります。しかし現段階においてこういう数字が出た以上、これを何とか補わなければならない、定員化しなければならぬという立場からいいますれば、こういう無理なこともあえてせなければならぬでありましょう。この問題はなおいろいろと深く掘り下げていかなければならぬ問題でありますけれども、ここらあたりで一応省略いたしまして、次にお尋ねいたしたいと思ひます。

それは準職員四千五百五十三名の定員化によりまして、現在の準職員の数にそれがだけ減るわけであります。ですから当然そのあとをいゆる常勤的非常勤職員によつて穴埋めする、こういうことが一応考えられるのであります。これがこれに対してどのようなお考えをお持ちになれるか、官房長にお聞きしたい。

○柴田政府委員 今回の措置は、準職員並びに補助員と申しております常勤的非常勤職員、両方を通じましての定員化の問題として出て参つたわけでございます。大体におきまして定員化されまする数字は、準職員から定員化されるというふうになります。しかしながら、常勤的非常勤職員の中からもこれに準じまして、先ほど申し上げましたような基準に該当する者がおりますならば、これも何ら定員化することとを差し控える方針を持つておるわけではございません。そういうふうにい

たしまして、定員化する数四千五百五十三名を、予算の上におきましては全く定員内の職員同様に正式の俸給、人件費を計上いたしておりますが、反面において準職員等からはそれだけの定

数を落しているわけでございます。そういう関係になりますので、四千五百五十三名に当ります数が穴になつて、そこへ今度は補助員が昇格できるという形には実はなつておらないわけでございます。それけれども、その間におきましてごく若干の数につきましては、準職員に補助員から格上げできる者もあると思ひますが、四千五百五十三名全体につきまして格上げするというような措置にはなつておらないわけでございます。繰り返して申しますと、準職員、補助員のうちから定員化する者を定員化するという措置でございます。準職員が定員化され、その次は補助員が準職員に上つてくるという措置にはなつておらないわけでございます。

これは補助員というものの対する見方につきまして、またやはり別な見解があるわけでございます。大蔵省等に見解がございまして、定員化されることは直ちに準職員もまたふやしてやるといふことにはならない。しかし全体を通じて、先ほど来お話が出ましたように、定員化の問題が将来の問題として残つておる。順々に上つていつてなるんじゃないに、やはり全体として定員化の問題が将来に保留されてい

いのでございまして。○三鍋委員 しっかりとわかりかねる点があるのであります。結局四千五百五十三名というものが定員化されるのは、準職員、それから補助員、これらを合せて、その基準に合った人を定員化する、こういうことになるのです。

○柴田政府委員 さようでございませう。○三鍋委員 そうすると今度定員化されるのは準職員で、そうしてその穴に

つたところに補助員を入れる、こういうわけじゃない。準職員、補助員を通じて基準に合った適正なる人を、職種別を問わず定員化していく、定員内に入れていく、こういうことではないですか。

○柴田政府委員 後者の方でございませう。準職員が定員化される、そのあとへ補助員がまた準職員になるといふ順ぐりではなくして、準職員と補助員が定員化される対象になる。しかし実際問題といたしましては準職員が大多数を占めておるといふことになりませう。おわかりにくかつたのは予算のことを申し上げなかつたからだと思います。が、準職員は予算定数がありまして、予算の定数化をいたしまして、その中で定員化されるべき者の数につきましては、準職員の予算定数を落してありますから、それで補助員が順ぐりに準職員の予算定数でまかなえるものにならない、こういう格好になっております。従つて補助員として残された者は依然として大多数は補助員として残らざるを得ない、こういう形になっておるわけでございます。

○薩摩委員 関連。定員化の問題は、私が建設委員長をやつておつたとき非常に問題になりました。当時も相当論議があつたのですが、ただいま三鍋委員と大臣、官房長との質疑応答を承

わつておりまして不可解な点が二、三ありますから、お尋ねしたいと思ひます。大臣にお尋ねしたいのは、ことは四千五百五十三名というものを行政管理局において承した、こう言つ

ておられます。了承した以上、ことしふやせといふことはむづかしいと思ひますが、ことしは四千五百五十三名でございませうが、来年にはなればまた何千名か定員化することができ得るのかどうか、こういうことを大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。それから官房長に對しては、補助員が定員化される、準職員が定員化されるということに對する基準、いわゆる何年以上在職しているとか、あるいは学識経験とか、あるいは勤務評定のな仕事の面における非常に卓越せる仕事をやつたとか、あるいはまじめであるとか、どこにその標準があるのか、これを官房長にお尋ねいたしたいと思ひます。

○根本國務大臣 本年四千五百五十三名にいたしまして、来年はまた何ぼかずつふえるか、こういう御質問でございませう。建前は全面的に公務員制度をすみやかに改正して、こういうような原則なる職員を置かないということが建前でございます。従ひまして総務長官におきまして、なるべく早く案をまとまして、少くとも昭和三十四年度予算編成のときには公務員制度を全面的に改正するといふ建前をとつて

おります。そういたしますれば、この定員増ではなくして、公務員制度全体の改正によつて、この問題は根本的に解決すべしというのが私の主張であります。同時にまた総務長官もその方針でやると言つております。しかし今薩摩さんが言われるのは、そう言つても、おそらくまた三十四年度予算編成のときに公務員制度の全面的改正案が出なかつたならば、さらにまた定員をふやすといふような事態にならないか

という意味も含まれかと思ひます。その場合は、当然これは要求しなければならぬと思つております。しかし建前上は、こういう制度自身が不合理であるから、全面的に公務員制度改正という段階でありますから、今のところ総務長官に対しては、私が来年は何ぼふやせといふことは、これは一歩後退になりますので、それは言つておられません。今は、先ほど申し上げたように全面的にこれは改正すべし、しかしもしこれが、三十四年度予算編成のときにそれができないという事態になれば、これは本年と同様に事態に基いて、三十三年度予算編成のときにはやむを得ず落ちついたけれども、主張すべきことは主張しなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○柴田政府委員 定員化に當つての実際の基準についてのお尋ねでございますが、これは最終的には先ほど三鍋先生にお答え申し上げましたように、地方建設局におきまして基準に基きまして選考を行うこととなります。しかしこの定員化につきましては、できるだけ客観的な基準でやりたいと考えております。公平にやるためには客観的な基準によりたいと思つております。その際に勤務条件といふことを申し上げましたが、まずたとえ七等級以上の者、それから八等級の者についてはこういう者、こういうふうな、これは定員外職員でございますが、公務員でございますので、何等級の俸給を受けているわけでございます。七等級以上の者あるいは八等級についてはこういう条件の者、こういうふうなきめまして、それに基づきまして選考をいたしたい、かように考えております。その際

に、ただ全体として任命権者の恣意がそこに入ることがないように、公平にやるようにいたしたいと考えております。

○三鍋委員 そこで公務員制度の改正の問題が出たのでありますが、これはずっと延び延びになっていくのであります。大抵として、一体いつごろこれが案となつて出てくるか、改正法案がいつごろ提出される運びになるか、お見通しいかがです。

○根本國務大臣 私現在担当でありませんから、はつきりしたことを申し上げられませんが、御承知のようにこれはだいたい古い問題でありまして、私が鳩山内閣の官房長官当時、二年間これを間接にタッチしました。当時は給与担当國務大臣がこれをやつておりました。私がいろいろと御協力申し上げたという形でありましたが、昨年の十月ごろ、今の今松総務長官と相当突つ込んで私は話してみましたが、御承知のように、一応閣議では定員化はするといつてはいるけれども、これは何として、いわば暫定的な措置である、根本的には現在このような非常勤労働者とか常勤の非常勤労働者とかいう変則のものをも置くといふことは、それ自体おかしなことなんだから、しかもこれは公務員制度全体の改正のときにやるという一貫した方針をとつて、以上、総務長官としては一体いつごろまで案をまとめる気持かといふことを、突つ込んでお話ししたしております。

そのときには、できるだけ三十三年度予算までに間に合はしたいと思つておられます。何しろ非常に広範な問題が錯綜しておりますので、三十三年度は間に合わないけれども、三十四年度にはぜひ

これはまとめた、事務当局に対してそのような方針のもとに指導して、おる、こういうことを言つておられます。で、私も今までの経緯からしまして、三十四年度予算編成までには何とか格好つてではないか、かように思つておる次第でございます。われわれも直接担当者ではありませんけれども、しかしこういう相当多数の職員を抱えておる関係上、さらに一そうこの問題を推進して参りたいと考えておる次第でございます。

○三鍋委員 この作業が、今大臣の御答弁にもありましたように、いろいろ広範にわたつておりますから、なかなかかむずかしいとは思ふのであります。かゝるいつたものがずるずると引き延ばれて、一番困つた状態に追い詰めて、それで、現在の常勤労働者とか変則的な立場に置かれておる人々のすきりしない、身分の安定しない生活をなさるのさすつと續けていくといふことはどうしても許されなないことだ、こういう感じを私たちは強く持つのであります。この問題は、直接担当の大臣ではございませんけれども、一つ一そう閣議その他で御鞭撻下さいまして、早くこれが改悪でなくして、りっぱな改正になるように、この上でも大臣の御努力を期待したいと思ふのであります。このいわゆる定員外職員の問題の根柢は、もうここで何度も繰り返す必要もないことであります。が、同一労働条件において公共事業に勤めるところの職員、あるいは労働者を、定員法からはずして現業の職員とするか、どうしても定員法内で取り扱ふとすれば全部定員化するか、私はこ

の二つの点だと思ふのであります。少くともこういった臨時職員制度というやうなやり方は、何といつたつて不明朗でありまして、すぐ撤廃すべきものである、これがこの委員会におけるこの結論なのであります。

そこで、これはこまかい問題でありますから、一つ官房長にお聞きいたしますが、先ほどの御答弁によりまして、技能労働者は他の職種と区別した考えを持っておられないというお考えのように私は承つたのでございます。でございますか。

○柴田政府委員 全く区別した考えは持つておりません。

○三鍋委員 これは石破事務次官も、全建労の諸君の切実なる陳情に対してはつきりと申しておられたやうでありまして、建設省では、この技能労働者は宝のように大事にしていかなければならぬ立場の人である、こういうことも言つておられるので、今官房長のお話を承りました。ここに差別的な取り扱ひはしないといふことが明白になりました。私も安心しておるのであります。

もう一つ官房長にお尋ねします。これは主計局あたりにお聞きすればいいのであります。が、新しく定員となる人々のために、職員給与の支出科目に建設工事事務費といふものが設けられておられます。この支出科目が設けられたのであります。が、今までの職員給与の科目と別個にこういう工合に取り扱われないのであります。理由がちょっとわからないのでありますけれども、御説明願いたいと思ひます。

○柴田政府委員 定員化されましたものの予算の計上方式でございますが、これはお話のように、普通建設工事事務費といふものを設けておりますが、全部が全部定員化されたものを工事事務費に入れるという趣旨ではございませんので、行政部費の方は、本省でありますとか、付属機関におけますものについてはそれぞれ本省の付属機関の行政部費に計上しております。が、何分その方の数が少く、公共事業の地方建設局の中の、今までの工事事業費の中に盛つた職員の中から定員化されたものが多かったものでありますから、その者につきまして、今までの工事事業費の中に置いておくのはおかしいので、新しい項を設けて、工事事務費といふものにいたしましたわけでございます。しかし、なぜそれを地方建設局に一括しなかつたかといふことの御疑念があるかと思ひますが、これは工事事務費を含めまして、現場の仕事につきまして、地方分担金の対象になることに人件費が相なるわけでございます。そういう関係で、地方建設局の方に一括計上いたしますと、分担金の対象とする範囲が明確にならないといふやうなこともございまして、本局におるものについては地方建設局、それから本局以外のところにおるものは、別に新しい項を設けて、建設工事事務費といふことで計上いたしたわけでございます。それぞれのおりな予算の計上方式をとつた、こういうこととに相なる次第でございます。

○三鍋委員 松永主計官がおいでになつておるようでございますが、今の新設科目が設けられたのであります。が、

これは主計局あたりにお聞きすればいいのであります。が、新しく定員となる人々のために、職員給与の支出科目に建設工事事務費といふものが設けられておられます。この支出科目が設けられたのであります。が、今までの職員給与の科目と別個にこういう工合に取り扱われないのであります。理由がちょっとわからないのでありますけれども、御説明願いたいと思ひます。

これによって新しく定員となる人の給与の支出、これはずっと今後続けていけるつもりですか。

○松永説明員 たいま建設省の官房長から申し上げた理由によりまして、地方建設局あるいは本省と区分して経理した方が今後の都合がよからう。特に地方分組金をかける上において、その計算の根拠にならないものと、なるものが一緒になっておりまして、計算上非常にむずかしくなっておりますので、今後もうこういうふうに分けていくというようにしたいと思ひます。

○三鍋委員 そこで最後のまとめとして、大臣に明快なる御所見を承わりたいと思ひますが、要するに、このたび二百三十六名という要則な定員外の方々の定員化の問題を通じて、当委員会でも、また本日もいろいろと御質問申し上げておるわけでありまして、結論といたしまして、これらの方々のうちの一部が定員化されるということになるわけなんです。ということとは、定員内に繰り入れられる人と、大部分の繰り入れられない人がある、こういうことに結論的になるのであります。先ほどからたびたび申し上げますが、大臣の御苦心、御努力は私たちがよくわかるのであります。具体的にこういう問題が一つ出てきて、そうしてこの問題を冷静に考えてみますと、私は実に冷静であると思ひます。これは人事管理の上からいたしまして、また建設行政を効率的に、そしてつばな仕事をすという立場からいたしまして、ここに一つの大きな溝といひますか、不明朗なものを現場に与える、このよう

に考えるのであります。大臣といたしましては、一人でもよい定員化しようと思ひなされたことは、私たちがよくわかるのであります。その結果といたしまして、大臣の御努力にもかかわらずこういうことになったのであります。これは現場に及ぼす影響といふものは、実におそろしきものであると考へるものであります。現に地方建設局におきまして、同僚同士の中で今までの、いつの日にか自分たちは定員化されるであろうと、お互いに現場において相なぐさめ、相激励合せて、そうして一生懸命に公共事業に従事してきて人々が、その結果といたしまして、その同じ立場におる、同じ憂への、同じ不安定な生活の中におる人々の中から、一部の人が定員化されていく、こういう状態になるのであります。四五百五十三名のこれらの定員化される人々が、果して喜んで、ああよかったといつて定員化されていく気持ちになるであろうか、また取り残された多くの人は、果してどういふ気持ちになるであろうか、同じ思いで、きのうまで同じ立場で来たときは、また同じなぐさめ合ひができたであろうけれども、こういつた多くの差別をされたときに、わずかの人のために現場に非常にも不明朗な姿を残すのではないかと、これが一体公共事業にどういふ影響を与えるかという、私はこれは実におそろしき一つの結果が出てくるのではないかと考へるものであります。現に定員化されない、またされるかもしれない、こういう立場の方々が、もし命令がおりても、これはどうしても自分には受ける気持になれない、みんな一緒に戦つてきて、みんな一緒に気持でき

たのであるからして、みんなと一緒に行動をとりたいという気持になられるのは当然であると思ひます。このときに、もし選ばれた何人かの人が、現場において辞令をもらうという段階にきたときに、もうに忍びないという気持からこれを返上する、こういうふうなことになる心配があるのではないかと。現に国会の正門の前において、何とかこの不合理な処置を是正して欲しい、最後の段階にきておるといふので、すわり込みをして自分の切実なる思いを訴えていられる姿を私が見てきたのであります。こういう言動に対して、大臣はどう考へられるのであるか聞きたいのであります。物好きで勝手にやっているとでも思つておられるのか、あるいは、あれはやはり無理はないとでも考へておられるのか、場合によつては、お上にたてつくところのけしからぬやつどもだ、吉田さんに言わせれば、不逞のやからだ、こういつた考へを持っておられるか、今修身教育の特設時間の問題が論議されておるのであります。腹を立ててはいけません、現在に満足しない、しんぼりしない、こういつたかつての修身教育を是認されて、まあまあお前らの言うことはわかるけれども、こちらでおれも努力したのだから、そう腹を立てるな、がまんせよ、そういうすわり込みとか、そういうことをするものじゃない、こういつた気持を持っておられるのか、この辺のところを、大臣の御所見を明確にお聞きしたいのであります。御答弁をお願いします。

○根本國務大臣 四五百五十三名について、結果的にはやむを得ないと思つておりますけれども、これで満足していないということは、すでにあなた方も御承知の通りです。そこで二万数百名のうち四五百五十三名だから、それでは、その定員化の中において公務員になれない人が非常に多いのであります。これは人間の情として自然の感情だらうと思ひます。しかし、それだからといって、オール・オア・ナッシングだといふならば、やはり今日までのように、公務員制度全体の改正まで延ばすといふようにならざるを得ない。それではいかぬから、御承知のように、この問題は初めから定員の問題よりも、やはり公務員制度として検討すべき問題なので、それができないから、暫定的といふから、改善の措置として定員化することになった以上、今日のようにするのはやむを得ないことだ、こう私は存じます。

ところで、話がだいぶふつ込んでおられます。せつかくこのうちの方で定員化してやつた。それで具体的にだれそれという人を今度正式に公務員に任命する場合において、どうしても御辞退なさるというならば、強制するわけにいきませんから、御辞退なさるならば御辞退になつても、それは幾らでも他にしておきなさい、御辞退なさるから、それまで無理に強権をもつて任命するといつても、御辞退なさればやむを得ません。これはその人の信念でございましょうから、信念を曲げろという命令まで出し得ないと思ひます。それから、現在非常勤労働者の方々、官公労の諸君がいろいろの陳情あるいはデモをやつておる。これは合法的にしてかつ平穩に行われることは、これは許されておることでありまして、それはそれらの真摯なる陳情もしくは、うしたところの要請については、私は耳を傾けて善処したいと思ひます。○三鍋委員 たいまの大臣の答弁をお聞きしまして、私ちよつと今までの大臣に対する認識を直さなければならぬと思ひます。今、おれだけいいことをして辞令をもらうわけにはいかな、そういう本人の意思まで拘束するわけにはいかな、こうおっしゃつたのですが、これはあなた、あまりはつきりし過ぎておつて、味もそつてもないですよ。そうでしょう。こころのところで、私たちが大臣にこの上も願ひたいのは、こういうことでは現場が混乱するじゃないか、これくらいだったらむしろわね方がいいのだ、といったくらいのがんばりを、おそれる大臣はやられたであらうと思ひ、その結果だと思ひますが、私たちが、こういうふうな気持ちを大臣に訴えることによつて、大臣がまたそれによつて自分の腹がまえをしっかりと締め直していただいて、公務員制度の改正の問題にいたしまして、その早期実現にいたしまして、またそれまでの暫定処置といたしまして、実際の予算の上においてそう大きな差額はないのでございまして、この定員化の敷を、あなたが御要求なさつた、ああいつた線そのままだにいかぬにしても、少しでもそれに近づけていた、だいたい、こういうふうなあなたを御激励申し上げるつもりで言つてゐるのに、辞退する者があるなら仕方がないのだ、個人の意思まで拘束するわけにはいかな、こういふ言ひ方で、これは今までの大臣の認識を――

ちよつと言葉のはずみでおっしゃったことだと思つて了解するのであります。が、私のお尋ねする真意はその辺にあるのだということを御了解下さいまして、この問題については今後とも一そつ御尽力、御努力願ひたいと思ひます。

最後に一つ官房長にお尋ねいたします。このたび北陸と四国に地方建設局ができると思ふのでありますが、そうなりますと、職員が必然的に出てきます。そういう場合におけるところの旅費の支給の問題とか、あるいは住宅の問題とかいうことは、完全に処置をしていただけるものと思ふのでありますが、どういふ見通しでおられるか、どういふ構想でおられるか、これを一つ最後にお伺ひしておきたい。

○柴田政府委員 建設省設置法をこの国会に御審議をお願いいたしております。北陸、四国地方に建設局を増設することがございます。その際に、お話をうかがうに、相当の範囲におきまして、既設の地方建設局から、配置転換と申しますか、転任をしてもらうということはあると思ひます。お話のごとく、新設地建につきましては、私も赴任旅費のことと、それから職員的生活安定のための宿舎の、この二つを最も心配いたしておる次第であります。万全を期したいと考えております。赴任旅費につきましては、予算の上におきましても、新設二地建の予算が計上されておきまして、その予算は、いろいろなものを含めまして二千二百万のうちには、新設地建の方に転任される人の赴任旅費も計上されております。しかし、実際におきましてそれが不足することがないようにという

ことについて、十分配慮いたしたいと考えております。宿舎の点につきましても、この法案の成立と関連いたしまして、いろいろと手配を進めて参りたい。かように十分配慮いたして参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○西村委員長 松澤雄蔵君。

○松澤委員 先ほど三鋼委員から定員法の問題でお尋ねがありました。二、三関連的な問題でお聞きしてみたいと思ふのです。すでに今まで当委員会においても、内閣委員会においても、数回この基本的な問題を御質問いたしましたので、くどいようでありませんが、基本的な問題で、二、三申し上げるわけですが、第一番目に、こういうふうな現況になったことを、政府側としては十分に検討すべきものであると、かように私は考えるものです。従つて大臣にお聞きしたいのは、先ほど公務員制度を全面的に改正してというふうなお話もありましたが、もともと公務員制度にはこういうものを作るといふふうなことがなかったものが、現場の必要性からやむを得ずこういうものが出てきて、現段階においてはかような立場をとっておるといふふうになつておるとしては理解をいたしておるのです。ところが御承知のように、本年の事業量が非常にふえて参る、またまたこの事業量のふえたのに従つて、同じような気の毒な立場の人を作っていくといふことが考えられるような気がするのですが、こういうことに対して、一、二現在の定員法による定員と準職員並びに補助員だけでやつていける御自信があるのか、これをまず大臣からお聞

きたい、かように思ひます。それから次は、お気の毒な方々がついてこつたような立場で残らざるを得なくなつてしまつたのですが、この方々を、かりに行政管理局なりあるいは大蔵省の方でどうであろうとも、現実に置いて現場で働かしておるところの、その責任をとつておられる建設省の大臣の立場なり、あるいはまた地方建設局の局長の立場において、十分にある程度の保護を加えて働かせるというふうな、温情のある取り扱いをしなくちゃならぬと思ひます。先ほどからも何べんもお話があったようでありすが、同じ人間として、同じ現場で同様の立場で働いておるものを、一方は身分上において不安定であり、一方はちゃんと国家的に保障され、法で守られておるといふことは、事理人間の立場からお気の毒にたえないといふことは何人でもわかると思ふ。それをかりに法的に云々できなくても、何らかの方法でこれをある程度まで援助するといふふうなお気持があるか。あるいはまた、そういうふうな方向をとつていくという考え方のもとに何か研究をしておる、たとえて申し上げますならば、現在準職員の取扱ひ要領というものがたしかあるわけでありまして、これによつて共済組合的なものを編成してやつていくといふこともある。そういう方、もう少ししめんどろを見ようといふふうなお気持があるか、これが一つ。

もう一つは、先ほど三鋼委員からもお話がありましたが、大臣が、正直なところ、あるいはまたそうでないお気持ちで言われたのか何かわかりぬけれども、御辞退なさればやむを得ないだらうといふふうなお話がありましたが、それとも何かの口のすべりだらうと思ふのですが、これは現実問題としてあると思ふ。同じ主任級の者がおつて、同じ現場で、かりに小さな三十名、四十名の事務局を持つておる工事事務所の中に、こつちも主任だし、こつちも主任だ、ところが定員の関係上、どうしなくてもこつち一人を少なくしなけりや、年数も同じだし、技術も同じだ、皆の信頼感も同じだし、あるいは勤務しておる状態も同じだといふふうな場合に、片方だけやつて、こつちが残る。これは定員からいつた場合には、万やむを得ず起る場合があると思ふ。その場合をおそらく三鋼委員が御質問を申し上げたのだらうと思ふのです。そういう場合に、そこで働いてもらつておる所長なりあるいは現場の主任なりが、やはり一緒に働いてきてゐるのですから、何とかこつちもという気持ちに私はなつておるのです。一生懸命をこめて働いてゐる方々もそういうふうな気持ちになつて、どうしてもこの方を何とかといふことになるのが私は人情であらうと思ふし、当然そういう気持ちを起すだらうと思ふのです。ですからそういうふうな意味で、おれだけがなるといふ気持ちがやはり現場においても私はあると思ふのです。そのときに大臣の正直なお話のように、君、辞退するの、辞退するならばやむを得ないやというところでは、どうしても私はうまくないだらうと思ふ。そういう場合に、やはりどうしてもしつき薩摩委員が御質問申し上げたように、来年は幸いにして全面的な公務員制度というものが確立されて、そして今の方々をそういうふうな立場でなく、国家がこれを保障する

うといふふうなお話がありましたが、それとも何かの口のすべりだらうと思ふのですが、これは現実問題としてあると思ふ。同じ主任級の者がおつて、同じ現場で、かりに小さな三十名、四十名の事務局を持つておる工事事務所の中に、こつちも主任だし、こつちも主任だ、ところが定員の関係上、どうしなくてもこつち一人を少なくしなけりや、年数も同じだし、技術も同じだ、皆の信頼感も同じだし、あるいは勤務しておる状態も同じだといふふうな場合に、片方だけやつて、こつちが残る。これは定員からいつた場合には、万やむを得ず起る場合があると思ふ。その場合をおそらく三鋼委員が御質問を申し上げたのだらうと思ふのです。そういう場合に、そこで働いてもらつておる所長なりあるいは現場の主任なりが、やはり一緒に働いてきてゐるのですから、何とかこつちもという気持ちに私はなつておるのです。一生懸命をこめて働いてゐる方々もそういうふうな気持ちになつて、どうしてもこの方を何とかといふことになるのが私は人情であらうと思ふし、当然そういう気持ちを起すだらうと思ふのです。ですからそういうふうな意味で、おれだけがなるといふ気持ちがやはり現場においても私はあると思ふのです。そのときに大臣の正直なお話のように、君、辞退するの、辞退するならばやむを得ないやというところでは、どうしても私はうまくないだらうと思ふ。そういう場合に、やはりどうしてもしつき薩摩委員が御質問申し上げたように、来年は幸いにして全面的な公務員制度というものが確立されて、そして今の方々をそういうふうな立場でなく、国家がこれを保障する

うといふふうなお話がありましたが、それとも何かの口のすべりだらうと思ふのですが、これは現実問題としてあると思ふ。同じ主任級の者がおつて、同じ現場で、かりに小さな三十名、四十名の事務局を持つておる工事事務所の中に、こつちも主任だし、こつちも主任だ、ところが定員の関係上、どうしなくてもこつち一人を少なくしなけりや、年数も同じだし、技術も同じだ、皆の信頼感も同じだし、あるいは勤務しておる状態も同じだといふふうな場合に、片方だけやつて、こつちが残る。これは定員からいつた場合には、万やむを得ず起る場合があると思ふ。その場合をおそらく三鋼委員が御質問を申し上げたのだらうと思ふのです。そういう場合に、そこで働いてもらつておる所長なりあるいは現場の主任なりが、やはり一緒に働いてきてゐるのですから、何とかこつちもという気持ちに私はなつておるのです。一生懸命をこめて働いてゐる方々もそういうふうな気持ちになつて、どうしてもこの方を何とかといふことになるのが私は人情であらうと思ふし、当然そういう気持ちを起すだらうと思ふのです。ですからそういうふうな意味で、おれだけがなるといふ気持ちがやはり現場においても私はあると思ふのです。そのときに大臣の正直なお話のように、君、辞退するの、辞退するならばやむを得ないやというところでは、どうしても私はうまくないだらうと思ふ。そういう場合に、やはりどうしてもしつき薩摩委員が御質問申し上げたように、来年は幸いにして全面的な公務員制度というものが確立されて、そして今の方々をそういうふうな立場でなく、国家がこれを保障する

ような身分上における安定感を与える法案ができ、制度ができてやつていくならば幸いだけれども、もしもできなかった場合はやはり一年間でも待つてくれといふような意味の説明というものは、万やむを得ず現場の事務主任あるいは現場の責任者が、その方に納得を求める意味において、言わざるを得ない気持ちに私はなつておるのです。そういうふうな意味で先ほど御質問があったのだらうと思ふのですが、こういうふうな点等についてどういふふうなお考えであるのか、もう一度お聞きしたい、かように思ふわけでござい

ます。こまかい点なり、あるいはもっと大きなところも申し上げたいのですが、先ほどの大臣のお話では、私の所管外であつて、行政管理局が云々といふようなお話を再三なされたので、私としては本日は関連事項的な意味において、以上三つを大臣及び官房長にお尋ねを申し上げるわけでありますが、ただ最後までお願いを申し上げますが、この四千五百五十三名という定員があつた方の御努力によつてきまつた、これは少しも現場の方に喜んで仕事をしていただくような、不公平でないといふこと——実際問題として今言つたような問題はありますが、いづれにしても不公平でなく喜んで働いていただけるような方式を考えて、そして実行に移していただくようにしてもらいたい。並びに公務員制度の全面的な確立をはかるように大臣みずからも大いに御尽力を願ひたいという希望を添えまして、関連的な質問を終りたいと思ひます。

○根本國務大臣 現在の、この好ましからざる非常勤職員あるいは常勤の非常勤労働者をなくするということにつきましては、御指摘の通りわれわれも今日まで努力して参りました。ところで、しからば今回四千五百五十三名が定員化されて、一応これが格好がとれたにしても、本年は昨年と比較して相当事業量が多い、従つてやはり一般事業費みたいなところから、こういうふうな変則なる立場に置かれる人がほとんどまたふえてくるのじゃ意味がないじゃないか、これをふやすかということでございますが、これはふやさな

いということ。それからもう一つは、これは事業がふえましても、監督の方法あるいは請負に出すいろいろの方法等、こういうものの改善によつてできるだけ人員を少くして効率を上げることが政府を担当する者の任務であるかと思うのです。そういう点で十分研究して、事業がふえましてもこういう変則なる制度下にある人々をふやさない、こういう方針で参りたいと思つております。

その次には、これはいろいろ問題がある点でありましたが、要するに人情論からして、現在定員化を二万数千名に上る非常勤その他の者が要求しておる、ところがここに一つ窓が開けたと思つたけれども、配給すべきところのものがない、かえつてここに幻滅の悲哀を感じる人が出てくるのじゃないか。そこで公務員として正式に任命されない人々についてはできるだけの温情を持つて、これらの人々の精神的な安定とともに、事実上何らかの措置を講ぜよということでありませう。その点

は十分尊重して検討いたしましたして、長い問題になつておるこの問題を一步解決するために作り出したところの定員の増加が、かえつて職員諸君の士気を阻害するということに絶対になつてはならないと思ひます。むしろ喜んでいただくたいところでありませうけれども、今のようない人の感情としてはいろいろなことがありませうけれども、そういうことはできるだけ円満にやるように、事務局をして処理させたいと思ひます。

それからもう一つは、現実の任命の場合において、同じ条件下における人々ではできるだけ平等な立場に置く。ただその地区における、その職場における定員というか、そういうものの関係上で定員となつたために、一人は任命され一人は任命されなくなつたのは非常に不公平な感じがする、そのために、せつかく任命しようとしても受理しないというふうな者があつてはならないという御心配のようでありませうが、そういう場合には場所を要するとか、いろいろな方法があるのでありませう。これは具体的にケース・バイ・ケースで考えなければならぬものと思ひますが、十分にその点は考へて、運用上の妙を發揮して御期待に沿うようにしたいと思ひます。先ほど私が、どうしても辞退する者はやむを得ないと言つたのは、まづ正面から、どうしても自分がなりたくないという者を任命するわけにはいかないという一般論を申し上げたので、決してそういう人々を歓迎しておる意味ではありませう。ただしまづ正面から、辞退した者はどうするんだと言われれば、政府といったしましては、ああいうふうに言わざるを得なかつたのであります。ただいま

の関連質問、さらにまた先ほどの三鍋さんのあとのお話も、問題はそういう場合があるべく起らないようにせよというところの御注意と拝察しますので、運用の妙でそういう事態のないように十分考慮したいと思ひます。

○薩摩委員 関連質問というよりは、一つ建設当局にお願いをしておきたいのでございませう。セメントや砂利でもつて、仕事をやつても、よく失敗があるのでもございませう。従つてこういう定員化の問題は大きな問題になつてきたのでありますから、大臣の誠意を信じて、米年度はあくまで公務員法の全面的改正をやつていただく、これに大臣は真剣に努力していただきたい。これを希望すると同時に、働いておられる人々に希望を持たず、先ほどから三鍋委員及び松澤委員の御質問も、すべてその点にまつたのです。今回の四千五百五十三名という少い数で、現場においていろいろな問題が起るだらうというところで心配の質問であつたのですが、それを心配しなかつて、働いておられる若い人々に将来に向つての希望を持たず、こういう点に一つ定員化を有利に展開するように、建設当局は格段の努力を払つていただきたいということを御希望申し上げたい。

それから建設の仕事をやつておられる方々に対しては、先ほど官房長のお話を承りましたのであります。この建設委員会のこの問題におけるかくのごとき盛んな質疑応答のあつたことを、地建の人員を決定される人々に十分徹底していただいて、公平にして、あとから問題の起らないようになりつぱな定員化の問題を、親切な心で

やつていただきたい、この二つを、質問じゃなくして希望であります。最後、にお願いをいたしておきたいと思ひます。

○三鍋委員 ただいま薩摩委員からも申し述べられました。私は大臣に先ほど申し上げたのは、いよいよ現場の中から定員化される人を、いろいろの基準でそれに当はまつた者を選び出すなればならぬのです。この仕事をだれがやるかという、現場の主任とか地方の建設局長さんとか、そういう担当者がやるわけですね。私は、この人の立場を考へて言つて、私に、この人の立場を考へて、何ともしなければならぬといつて、みんな同じ思いで来たのが、そのうちから何人か引張り出さなければならぬ、引き上げなければならぬ、その直接の衝に當る方の立場を私は考へたときに、どうして大臣は、こうやつてみんな一生懸命になつてやつていただいたけれども、ここまでしかいかなかったのだ、もう一年待つてくれれば、あるいはもう半年待つてくれれば、みんなの希望に沿えるようになるんだ、こういうものを与えておくと、現場の直接衝に當る人が非常に困られるのではないかと、こう考へまして、質問の要点はそこにあるのでございまして、この点は一つしかり大臣御配慮をお願いしたい、これで私の質問を終ります。

○井谷委員 この定員化に漏れる人たちの気持については、これは与野党を通じて同じ気持で心配をして、ただいま申し上げたのでありますから、これは大臣も十分御了解を願ふと思ひますが、それでこの問題の内容は

相当詳しく申されまして、私どもの考へておりますことはほとんど述べられたように思ひます。私はいまだおきまつるが、先ほど三鍋君の最後に述べられた中に、新しくできる高松の建設局の問題があらしたので、これについてちょっとお伺いをしたい。第一は、いつごろからこれはやられるか、それから高松に新しくしようしたものができるのか、あるいは現在ある広島から分けられるのか、それについて、現在広島で働いておられる人々がかりに四国出身といつたした場合、やはり郷里近くで働きたいということが高松に希望があるときには御考慮のうちに入れられるかどうか、さらにいま一つは、現在四国各地でいろいろな仕事をしておる、その者がこつりこつり高松の方に入つていくのか、これはやはり将来非常に懸念のあることだと思ひますので、その点一つ官房長からお答え願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 四国の例をあげてのお話でございませうが、高松に地方建設局を作ることになりますと、高松に地方建設局の新局に當ります職員が新たに必要になるわけでございます。四国地方四県にそれぞれ工事事務所がございまして、そこで働いておられる人たちは、その工事事務所の所管が、今度高松に移る、所管がえになるといふのでございまして、原則的に工事事務所以下の職員につきましては、そのまま据え置かれるものと考えてございませう。高松に新しく置かれま

ねがございましたように、他の地建なりから転任して参るということになります。この全体に対します増員分はわずかに二十名でございますので、二十名では足りませんから、その以外の者はほかから参るということになるわけでございます。従いまして、従来中国四国は広島で管轄いたしておりましたので、中国、四国の広島から行つてもらう方が多くなると思いますが、お話がございましたように、それらの者の配置転換なり転任なりの際には、郷里の關係その他希望等は、これは十分参酌いたしてやるようにいたしたい、こういうふうな考へる次第であります。

○西村委員長 次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案、道路法の一部を改正する法律案及び道路整備緊急措置法案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑を行います。久野忠治君。

○久野委員 道路整備の問題につきましては、連日当委員会において質疑が行われたのでございますが、私は締めくくりに意味で二、三重要な項目について、政府側の所信を伺っておきたいと存するのでございます。

今さら申し上げるまでもなく、政府は新長期経済五年計画を策定せられて、その中で大きくうたつておられます。その中では貿易の増大に伴う産業基盤の整備拡充を行いたい、そうしてさらに雇用の増大をはかることによつて、国民生活の安定向上をはかりたいというのをうたつておられるのであります。その中で一番隘路となりまして、輸送力の増強をはかる意味から、三十三年度を起点といたしまして、道路

整備五年計画を策定しよう、かようにいつておられるわけでございます。ところがこの五年計画の内容そのものをいろいろと検討いたしてみますと、その財源措置その他について、今日まではつきりいたしておられない点がたくさんあるかと思つたので、そうした点等を含めて二、三お尋ねをいたしてみたいと思つたのでございます。

まず建設大臣にお尋ねをいたしますが、道路整備緊急措置法案の中に、五年計画を策定をいたしまして、そのうち五年計画を行ふべき道路整備の目標、種類、事業量を策定しよう、というふうないつておられるわけでございます。この道路の種類と事業量の年度割の整備の目標と申しまするか、そういう費用の概算額を作りました、そして五年計画そのものの内容を充実するような案を作ることが、最もこの計画をりっぱなものにするゆゑんであるかと私は思つたのでございますが、そうした点について、大臣の御所見を伺いたいと思つたのであります。

○根本國務大臣 ただいま久野さんから言われたように、五年計画である以上は、単に概括的な事業量だけではなく、種別に、かつまた年度別に計画して、そしてその案の内容を明確にするのと同時に、その信憑性と申しますか、確実性を期すべきである、これはまことにその通りでございます。その意味におきまして、五年計画の内容については、閣議決定の際の附帯資料としてそれは明定して参る、こういう方針を持つておる次第でございます。

○久野委員 五年年に国の負担において行ふべき道路事業の総額が五千六百億、こういういつておられるわけでございますが、本年度の一般道路事業の総額は六百七十一億三千万円でございます。さういふいたしますと、あまりにも当初年度といたしましては少な過ぎるような感なきにしもあらずであります。特にその内容をこの予算の説明書で拝見をいたしますと、本年度は、前年度よりの増額は百四十七億、その内訳は、揮発油税の増徴分が六十四億、一般財源の増徴分が六億、さらに一級国道からの整備のための地方分助金が五十二億、道路公団からの補助金の肩がわりになったものが二十五億、合せて百四十七億、前年度より増額したのであるから、思い切つた道路事業を行ふことができる、かように説明をされておるのでございますが、揮発油税の増徴分六十四億というのは、当然ふえるべき性質のものがふえたにとどまつておると私は思つたのであります。それから道路公団からの肩がわりの二十五億も、これは道路公団の一般会計からの繰り入れ分をこしらへ肩がわりしただけのことでございますから、これは当然のものであらうと思つたのであります。そこで問題は地方分助金からの借り入れ五十二億でございますが、これはあくまでも分担金だけの借り入れを三十三年度はやつておるわけでございますが、将来三十四年度以降はこれ以外の一般借入金をする御意思があるかどうか、そのことを伺つておきたいと思つたのであります。

○根本國務大臣 御指摘のようによ、五年間九千億、そのうち一般道路関係が五千六百億、その場合における本年度当初の年度における国費による事業量ははなはだ少い。従つて将来相当大きな傾斜をしてやらなければいけない。その観点から立つて、ガソリン税あるいは国道直轄維持に伴うところの地方分助金の借り入れのほかに、どうしても一般会計もしくは一般借り入れの措置も講じなければならぬように思われるが、一般借り入れの意思ありやいなやということがあつたと思つたのでございます。これは法律の建前上、御承知のようにこれは大蔵委員会に道路整備特別会計が出ておりますが、それにはつきり明定してあります。これが一般借り入れの道を開いておるのであります。そこで現実には、ここに一つ御説明申し上げておかなければならぬことは、何ゆゑに、そういふ道が開けておるにもかかわらず、本年はしからば一般借り入れをしなかつたかというところ、一つの問題点があるのだらうと思つたのであります。御承知のように、本来ならば道路に最重点施策としてこれは指向したのでありますから、それをやつてしかるべき理論的根拠はございます。しかしながら昭和三十三年度の経済情勢判断におきましては、かなり昭和三十三年に継続しまして経済界は変動を来したときでありまして、たとい財源がありまして、しばらく財政による経済の刺激の結果インフレへの道をたどることではないといふこと、またそれを根拠として外貨事情の改善をするということが、最高の経済政策の指標でございますので、従いまして御承知のように、一兆三億の予算中にも四百幾らというものはたな上げしているという現状でありますので、本年は一般借り入れはいたさない。経済情勢の安定とともにこれは

使い得る道に、いわゆる経済安定資金の方にある程度までこれは考慮して入れておると見ても差しつかえないのでございますが、当初の借入金資金の道は本年はやらぬ。しかし制度自身としては一般借り入れの道を開くといふふうないつておる次第でございます。

○久野委員 道路投資は、私は普通の産業投資とは多少意義を異にいたしておると思つたのであります。道路投資をすることによつて、即それだけ生産費のコストを切り下げることであり、いわゆるそのことによつて輸出の増強をはかることができるわけでございます。それから、私は道路投資こそ、この際思ひ切つて財政資金を繰り入れ、またその他の一般財源を飛躍的に進めることが、即私は日本の雇用の増大をはかり、産業基盤の整備拡充をはかるゆゑんであるかと思つたのであります。さうな意味合いから、三十四年度以降におきましては、でき得る限りこの道を切り開いて借入金を大幅にしたいだけのように、大臣の御努力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

次にお尋ねをいたしたいことは、道路整備といひましたも、国の所管となるもの、あるいは地方の単独事業、あるいは有料道路等、一貫して総合的にこの事業が推進をされなければならぬものと思つたのであります。しかしながらこの単独事業につきましては、その取扱ひについては、はなはだ明らかになつておらないところがたくさんあるうかと思つたのでございまして、その点を、自治庁からもおいでになつて、さうでございますから、少しお尋ねを

の目標というものは明らかに、産業基盤の整備拡充という至上命令のために、思い切って道路整備特別会計をも設けよう、こういうのでございますから、一方において三十三年度に五百数十億になんとなすような巨額の地方の単独道路整備財源が、その使い方がはつきりしておらないというようなことでは、私は道路整備の五カ年計画というものは、この一角からくずれるんじゃないかと思いますが、どうでございましょうか。

○柴田説明員 道路整備五カ年計画に關連いたします単独関係の経費は、今私が申し上げました五百五十二億のうち三百五十三億円であります。三百五十三億円を除きましたものは、それじゃ何かということになりますと、地方団体が、道路整備五カ年計画の前提になりますもの以外の、たとえば部落間の連絡道路でございますとか、あるいは新市町村の建設に關連する道路の整備でございますとか、そういう経費があるわけでございます。いずれも産業基盤整備に關係があるといえども、まず、道路整備五カ年計画との關連では、直接には關連がないといった事業も含まれるわけでございます。地方自治の立場におきましては、そういうような事業に對しましては財源を与えるのが当りまえでございます。問題は三百五十三億円と道路整備五カ年計画との關係ということになろうかと思うのでございますが、この三百五十三億につきましては、事業の性格上は、地方団体の単独の意思でもって自発的にやるという建前のものがございます。従いましてその趣旨を明確にして指導して参るつもりではもちろんござい

ますけれども、直接それにつきまして一々細部にわたって監督はできない、現在の制度上そういう建前になっております。地方団体も一時と違ひまして、だいたい財政的に中身も改善されて参りましたし、またその実際の要望も、実際の仕事の仕方、研究精勵を加えていろいろやっております。特に道路、橋梁の整備につきまして非常な熱意を示しておりますので、御心配のようないことはまずないと私たちは考えております。

○久野委員 その整備監督が不十分であつて、それは御心配になるようなことは絶対ないとおっしゃるのですが、私はどうしてもその点が理解できないのでございます。せつかく九千億という五カ年計画の目標を立てたのでございまして、その中で千九百億からの単独事業分の額もきめられておるわけでございまして、これが有効に使われてこそ、初めて私は国民の皆さんの納得を得ることができると思ふのでございます。その監督指導の責任もないから、多分これは使われるであろうと期待をしておるというような言葉で先ほど御表現になりましたが、そういうわけから内容でこれだけ多額の金が三十三年度以降五カ年間使われるということは、私はまことに奇怪にしくだと思ふ。どうでございましょうか、大蔵當局にお伺ひいたしますが、こういう資金の取扱ひをしておつて、大蔵當局はよくも黙つて見ておいでになりますね。

○松永説明員 地方財政は実は私担当しておりますので、その点について直接お答えするのは適當でないかと思ひますが、先ほど自治庁の財政課長から

ら答弁がありましたように、国と地方というものは分離してそれぞれの主体において行われている。ただ全体的な調整ということはもちろん国として、はかつていくべきことがあると思ひますけれども、単独事業の中身に至つては、現在はやつていないわけでございます。またそういうことをやるのが適當かどうかということもいろいろ問題点がありますので、大蔵省としては全体の地方財政のあり方という点から、自治庁その他と全体の立場においてこれをやるという建前をとつております。

○久野委員 一貫した道路政策を進める意味からいいますならば、財源のはつきりいたしております地方道路税とあるいは軽油引取税等々の収入財源等の道路費に使用する分については、やはりこれは国で十分監督指導をして、監督指導という意味は、むしろ個々にその事業にひもをつけるといいますか、個所等も指定することが道路行政の一元化からいって當然であろうと思ひますが、その点について大蔵當局はそういう御意思があらましようか。

○松永説明員 御承知のように道路事業というものは現在の産業基盤の隘路打開のためにきつめて重要な段階にございまして、また財政が財政として動く分野が、そこにある、こういう確信のもとに私たちは道路の關係を扱つております。その観点から申しますとこれはやはり国全体の道路の問題でございまして、国が負担あるいは補助するものも、地方単独というものも、あるいは有料道路というものも、全体の道路政策というものが一つの方針、一つの政策に沿つて行われてしかるべきである、かように考へておる点は同感でございます。従つて、今後の道路全体の投資をどういう方向に持つていき、どういふ規模で、どういふ基準を進めていくべきかという点につきましては、単独事業も含めた全体の道路事業のあり方に論点を集中していきたい、かように考へる次第であります。

○久野委員 この点について建設大臣はいかようにお考へなさいましょうか。

○根本國務大臣 大蔵省とも連絡の上、万全を期してやつていきたいと思つております。

○久野委員 私はまだ納得するに至りませんが、将来政府側でこの問題については十分一検討をして、国民の税金によつてまかなわれた金でございまして、これが有効に使われますように御努力をお願い申し上げます。

最後に一つ、有料道路の件についてお尋ねをいたしたいと思ふのでございまして、この有料道路の財源の内容を拜見いたしますと、一般会計、財政資金、外資導入、この三つに分れておるようでございまして、五カ年間に千五百億の事業量を達成するためには、三十四年度以降、相当大幅増額の必要があらうかと思ひますが、その点についてどういふ御構想で考へておるのでございましょうか。

○根本國務大臣 有料道路につきましても、政府資金も相当来年度はふやさないければならぬと思つておりますが、また一面におきましては外資の導入の問題も考へておるのでございます。先

般の委員会における中島委員の御質問にも答へたつもりでございますが、世界銀行との間に今一応の予備折衝というか、糸口はついております。ただしこれが具体化するには、本年の暮れごろでなければ事務的に進まないという状況でありますので、これをまず第一に名神国道に使ひまして、それから漸次世銀の対象になるものについては相当入りたいと考へておる次第でございます。なおその他外資導入によらずしても、御指摘のように有料道路についても相当大幅にやらなければなりませんので、その資金の確保については大蔵當局とも十分連絡の上やつていきたいと考へておる次第でございます。

○久野委員 現在の有料道路事業を拜見いたしますと、主として観光關係に主力が注がれておるようになつておるのがあります。なぜそうなるかといへば、有料という原則に立つておるから、でき得る限りペイするといふことが主要な眼目であつて、そのペイするための資金内容を具備しておるところから着工しようとする、こういうことから、私は今日観光關係に主力が注がれておるようになつておるのがあります。しかし有料道路も一般道路と同じように、先ほど申し上げたように産業基盤の整備拡充に主眼点を置くべきだと思ふのでありまして、さういふいたしますと、これがペイできないような地域も政府におかれましてはどんな策定して事業に着工される必要があらうかと思ふのでございまして、さうした点についての大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○根本國務大臣 御指摘の通り、従来は有料道路がややもすれば観光道路になりがちでございました。しかし今後

においては、今の経済基盤の確立というところに最高の観点を置きまして有料道路も考えなければなりません、ただしその場合において、ペイしないところの有料道路を作るわけに参りません。そこで有料道路としても、長い一本の有料道路としてではなく、一部有料道路にするというところもある。橋梁にする。しかしまた一面においては、公共事業費でこれをやって、その間公団に迷惑をかけるようなことをしないで、しかも総体として有料道路と、公共事業とのバランスをとって、全体として産業基盤確立に当るといようにしたいと思ひます。

なお観光道路についても、これは場所によつては非常に外貨の獲得になり、同時にまたそれがその地方の産業基盤の確立になるという面もございします。で、全体としては産業基盤の確立という点に重点を置きますけれども、観光という面も、ただ単に観光なるがゆゑに軽視するというわけにもいかなない点があろうと存じます。

○久野委員 そのためには一般会計からの繰り入れを相当大幅にふやす必要があるのじやなからうかと思ひますが、この点はいかがでございましょうか。

○根本国務大臣 従来有料道路については補助金制度をとつておりまして、これは非常に要領的でございます。従来これは御承知のように、地方自治体で有料道路を作りまして、それが道路公団に移管された。その間において必ずしも採算制とか、そういうものが十分検討されずして作られたものもございします。やむを得ず有料道路法に基くところの建前から、これは補助金

を出しておつたのでありますが、今後は補助金を出すようなところはやらなという原則とともに、一面におきましては、政府出資を多くいたしまして、それによつて有料道路の整備が最も合理的にやれるようにしたいと考へておる次第でございます。

○久野委員 現在名古屋―神戸間の高速自動車道が着工されておまして、その完成年度も三十六年でございします。か、きめられて、この事業が着々推進されておるわけでございますが、これと並行して、他に新しい地域にこれと同じような構想の事業を進める必要があろうかと思ひます。たとへて申し上げますならば、東京―名古屋間とか、あるいは東京―青森間とか、いわゆる本土縦貫の高速自動車道の建設も行ふのが妥当ではなからうかと思ひます。でございしますが、その点についての御構想があれば伺ひたいと存じます。

○根本国務大臣 御指摘の通り、これは先般の委員会でも中島委員といひろ質疑応答があつたときに問題になつた点でございまして、日本の道路が非常におくれておる。そのうち特に長距離輸送に画期的な道を開くということが最も大事な点で、一方において現在の国道から地方道も非常に行き詰まつておるから、これを改良し整備することと必要であるし、今御指摘のような大きな構想に基づくところの長距離高速自動車道路というものと、それからまた縦貫開発道路というべきところのものがある、こういうふうに考へております。そこで現在の五カ年計画の内部におきましては、本来ならばいろいろ考へておまして、一番大事なもの

うか、おくれておる高速自動車道路に重点を入れるという議論もございしました。ところがこれには、やりたいことは山ほどありますが、非常に事業費が多かかるといふことと、これに重点を入れますと、他の、現在地方において梗塞状況になっておる既存の道路の整備を全く中止しなければならぬ、こういう段階にありましますので、やむを得ず高速自動車道路については、名神間に重点を置き、引き続きこれの延長あるいはこれに関連するところのものについては慎重な調査を十分にやつて、そして次に移りたい。他の一般の従来の道路については、これは従前からいろいろの計画、あるいは五年計画あるいは三年計画、十年計画等を策定しておりますので、それをまず取り上げていく、こういう計画でございします。

○久野委員 たとへて申し上げますならば、東京―横浜間、京浜国道でございしますが、この京浜間の一号国道も二号国道も、もうすでに交通が麻痺の状態になりつとあると私は思ふのです。おそらくこの一、二年のうち、二年くらいの間には交通が麻痺状態に陥つて、十分にその能力を発揮することができない状態に置かれるのではなからうか、そういう意味合いから、新しく第三の京浜国道を作ろうというふうな御構想もあるようであります。で、できることであるならば、東京―箱根間くらい、長距離輸送に便な地域を策定をいたしまして、まずこの地域だけでも私は早急に着工する必要があるかと思ひます。でございしますが、そういう構想がございしましょうか。

○富樫政府委員 都市内の交通につきましては御指摘の通りでございます。今例をあげて申されたのでございします。が、東京―横浜間に新たな道路が必要であるといふことは私も考へておりました。検討中でございします。ただいまのお話の中にも、東京から箱根くらいをまず考えたかどうかというふうなお話でございしましたが、それも引き続き考へなければならぬと思ひます。ただ長距離のものにつきましては、道路網の構想といひます。形成を先に考へておりました。それに基いて具体的な整備計画を立てるというようにいたしたいと考へておるわけでございます。さしあたり東京―横浜間に新たな道路が要するということは、私もその必要を認めておまして、検討中でございします。

○久野委員 私は、先日米当委員会いろいろな他の同僚委員等からもこの問題につきましては貴重な質疑応答がなされたのでございしますが、これらの質疑応答の内容を十分参酌し、検討をされました。画期的な道路整備五カ年計画がらうに完成をしますように、御努力を切に希望いたしまして私の質問を終りたいと存じます。

○西村委員長 この際お諮りをいたします。ただいま地方行政委員会より、当委員会において審査中の道路関係三法案につきまして連合審査会開会の申し入れがありました。この際この申し入れを入れます。米たる六日木曜日午前十時より、建設委員会・地方行政委員会連合審査会を開会するに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○西村委員長 御異議なしと認め、さう決しました。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時四十九分散会

昭和三十三年三月八日印刷

昭和三十三年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局